

報道関係各位

我が国初の「輸出支援プラットフォーム」 米国で本日設立！

～在外公館、ジェトロ等の関係機関が一体で
輸出事業者を専門的・継続的に支援～

輸出先国・地域において、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援する「輸出支援プラットフォーム」が初めて、米国のロサンゼルスとニューヨークで発足し、本日（米国西部時間4月26日、日本時間27日）、ロサンゼルスにおいて立ち上げ式が開催されました。在外公館、ジェトロ海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォームでは、現地法人、日本食レストラン等と協議会を設置し、輸出事業者等を専門的かつ継続的に支援していきます。



署名された「日本食普及拡大のための覚書」とともに



参加者全員での記念撮影

1. 背景

2021年に我が国の農林水産物・食品の輸出額は1兆円を超えましたが、2025年2兆円、2030年5兆円の目標達成に向け、輸出先国・地域における農林水産物・食品の輸出促進体制の体制強化が課題となっています。

このため、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議、令和3年12月改訂）

において、輸出支援プラットフォームを形成し輸出事業者を支援していくことが明記され、まずは2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げることとされました。

2. 輸出支援プラットフォームのポイント

輸出支援プラットフォーム(注)では、輸出先国・地域の在外公館やジェトロ海外事務所等が主要な構成員として連携するとともに、現地事情に精通した人材をローカルスタッフとして活用し、輸出事業者等を支援する体制を整備します。具体的には、以下のような活動を想定しています。

- ① カントリーレポートの作成
- ② 新たな商流の開拓
- ③ 現地に販売、製造拠点を置く現地法人支援
- ④ 現地日本食レストラン等を活用し日本食普及

輸出支援プラットフォームは、現地の日本食品関連事業者・日本食レストラン事業者及びその団体と輸出支援プラットフォーム協議会を作り、官民一体となって日本の農林水産物・食品の輸出促進及び日本食の普及に取り組んでまいります。

(注) 令和4年度予算及び令和3年度補正予算において支援します。

3. 米国輸出支援プラットフォーム立ち上げ式概要

立ち上げ式では、米国の輸出支援プラットフォームの発足と協議会の設置、当面の活動が発表されるとともに、現地の日本産食品関連団体とジェトロ・ロサンゼルス事務所が「日本食普及拡大のための覚書」への署名を行い、輸出を後押しするため、官民一丸となって日本食普及に取り組んでいくことを確認しました。

ジャパン・ハウスで行われた立ち上げ式には、杉中農林水産省大臣官房輸出促進審議官、武藤在ロサンゼルス日本国総領事、仙台ジェトロ本部理事、瀧ジェトロ・ロサンゼルス事務所長のほか、在ニューヨーク日本国総領事館、ジェト

ロ・ニューヨーク事務所及び現地の日本産食品関連団体の代表者、食品事業者等が出席しました。

今後、米国に続き、他の主要な輸出先国・地域の重点都市においても輸出支援プラットフォームを順次立ち上げていく予定です。

<添付資料>

- ・ [日本食普及拡大のための覚書.pdf](#)

4. その他

(参考) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議、令和3年12月改訂）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-15.pdf>



輸出・国際局国際地域課

担当者：植竹、東川

代表：03-3502-8111（内線 3471）

ダイヤルイン：03-3502-5929

日本食普及拡大のための覚書

七味会、米国日系レストラン協会、日本食文化振興協会、ジェトロ・ロサンゼルス事務所は、次の通り、覚書を締結する。

1. 日本食の米国でのさらなる普及拡大のため、4 団体はそれぞれの活動において連携する。
2. 七味会、米国日系レストラン協会、日本食文化振興協会は、「輸出支援プラットフォーム推進事業」の趣旨に賛同し、同プラットフォーム協議会メンバーとして、活動に積極的に参画する。
3. 「輸出支援プラットフォーム推進事業」の事務局であるジェトロ・ロサンゼルス事務所は、在ロサンゼルス日本国総領事館と連携し、七味会、米国日系レストラン協会、日本食文化振興協会が行う日本食普及のための活動について、共催し支援する。
4. 本覚書の有効期間は、締結日から 3 年間とする。ただし有効期間満了の日の 30 日前までに、4 団体から何かしらの申し出がない場合は、更に 3 年間更新するものとし、その後も同様とする。また本覚書に定めのない事項については、4 団体で協議の上、決定する。

5. この覚書の締結を称するため、本覚書 4 通を作成し、それぞれ署名の上、各自 1 通を所持する。

2022 年 4 月 26 日

七味会
会長 中馬 忍

米国日系レストラン協会
会長 増田 堅太郎

日本食文化振興協会
理事長 中田 直尚

ジェトロ・ロサンゼルス事務所
所長 瀧 統

立会人
在ロサンゼルス日本国総領事館
総領事 武藤 顕

農林水産省
大臣官房輸出促進審議官 杉中 淳
